

北九州市建設工事等総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に付帯する測量その他の業務委託契約（以下「建設工事等」という。）において、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札又は指名競争入札の実施に関し、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価落札方式の実施対象とする建設工事等は、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要があるものとする。

(落札者の決定方法)

第3条 総合評価落札方式を適用する場合、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、第4条第2項の規定により定められた総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(落札者決定基準及び総合評価の方法)

第4条 市長は、総合評価落札方式の実施に当たり、落札者決定基準として、評価項目及び得点配分その他の基準を定めなければならない。

2 評価値の算定方法は、除算方式（標準点に加算点を加えた値を入札価格で除算する方式）又は加算方式（価格評価点に技術評価点を加算する方式）とする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

(入札参加者への周知等)

第6条 市長は、総合評価落札方式を適用する場合は、公告等において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用すること
- (2) 価格以外の要素を評価するための評価項目と配点、及び評価値の算定方法
- (3) 価格以外の要素を確認するための資料（以下「技術資料等」という。）の内容及び提出期限
- (4) 落札者決定方法
- (5) その他総合評価落札方式の実施に当たり必要な事項

(技術資料等の提出)

- 第7条 入札参加者は、入札書とともに技術資料等を提出期限までに提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、技術資料等の作成に当たって不明な事項が生じた場合は、指定した期間内に質問書を提出することができるものとする。
- 3 市長は、前項の質問書の提出があった場合には、指定した期間内に閲覧等の方法で入札参加者へ回答するものとする。
- 4 技術資料等を提出しない者の入札は無効とする。
- 5 入札参加者は、技術資料等に記載した配置予定技術者（複数名記載の場合、全ての配置予定技術者）を当該工事へ配置することができない事実が発生した場合には、事実発生後、開札日の前日までに別に定める様式により状況の届出を行わなければならない。この場合、当該入札参加者の入札は無効とする。

(技術資料等の審査及び評価)

- 第8条 技術資料等の審査及び評価は、北九州市建設工事等技術評価委員会が行うものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、技術資料等の内容について、ヒアリングを実施することができるものとする。

(評価結果の公表と疑義照会)

- 第9条 市長は、落札者を決定した後、評価値等の入札結果を公表するものとする。
- 2 入札参加者は、自らの評価値について疑義がある場合、前項の入札結果が公表された日の翌日から起算して5日以内に、書面により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により、入札参加者から疑義の照会があった場合は、前項に定める期間の末日の翌日から起算して5日以内に、照会を行った者に対し書面により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保等)

- 第10条 市長は、入札参加者が提出した技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為が認められた場合及び所定の届出を行わない等不正又は不誠実な行為が認められた場合は、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を講じができるものとする。
- 2 市長は、落札者との契約締結前に、技術資料等で評価された内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。また、契約締結後に上記事実が確認された場合は、当該落札者との契約を解除できるものとする。
- 3 市長は、落札者に対して、技術資料等で評価した内容に基づき施工させるものとし、技術資料等で評価した内容に係る設計変更等は原則として行わないものとする。
- 4 市長は、落札者が技術資料等で評価された内容に基づき施工ができなかった場合、不履行の内容に応じて工事成績評定点及び技術評価点の減点等の措置を行うことができるものとする。ただし、履行できない原因が災害又はその他特別な事情等、落札者の責によらないと認められる場合は、この限りではない。

(技術提案に関する秘密の保持)

- 第11条 市長は、技術資料等の内容については、提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

2 市長は、第三者から技術資料等の公開請求があった場合は、北九州市情報公開条例に基づき対応する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成31年2月1日から施行する。